

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人本人の上告趣意中違憲（三七条一項、三八条違反）をいう点は、記録を調べても所論供述調書の任意性を疑うべき資料はないから、所論はその前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由にあたらず、弁護人遠山丙市の上告趣意第一は、違憲（一三条、一四条違反）をいうが、死刑が憲法一三条に違反しないことは、昭和二三年三月一二日大法廷判決（刑集二巻三号一九一頁）の明らかにするところであり、また同判決の趣旨によれば、死刑が憲法一四条に違反するものでないことも明らかであるから、所論は理由がなく、同第二は事実誤認、同第三は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない（被告人の経歴、本件犯行の態様、結果の重大性等を勘案し、被告人を死刑に処した第一審判決を維持した原判断は相当である。）。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

公判出席 檢察官 築信夫

昭和四四年一二月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一